



横浜事務所 〒221-0056  
 横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階  
 TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
 東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701号室  
 TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

### 前任者の不手際により帳簿書類の保存がされておらず、消費税の仕入税額控除が否認されるケース

仕入税額控除の適用を受けようとする事業者は法定事項が記載された帳簿及び請求書等を、確定申告期限から7年間保存することが義務付けられています（消法30⑦）。ただし、決算から5年たったから、帳簿又は請求書等のいずれかを保存しておけばよいこととされています（消令50①）。また、使った経費の額が3万円未満の場合、あるいは3万円以上であっても、自動販売機を利用するなどして請求書等の交付を受けられない理由があるような場合には、帳簿のみの保存でよいこととされています（消令49①、消基通11-6-3）。

帳簿とは、現金出納帳、仕入帳、売上帳、経費帳、総勘定元帳だけでなく、営業日誌、仕訳帳なども帳簿に該当することとされており、帳簿には次の4つの事項を記載しなければなりません（消法30⑧）。①課税仕入の相手方の名称（誰）②課税仕入の年月日（いつ）③課税仕入の内容（何を）④課税仕入の金額（いくら）なお、同一の帳簿に上記①～④の事項をすべて記載する必要はなく、①～④の事項が、帳簿のどれかに書いてあればそれで構いません。

請求書等とは、請求書、納品書、領収書など売り手側から発行される対外的な書類をいいます。請求書等には、次の5つの事項が記載してあることが必要とされています。ただし、飲食店業、タクシー業などのように不特定多数の者を相手にする業種の場合には、⑤の記載は省略できることになっているので、タクシー代であれば、レシートの保存でよいこととなります（消法30⑨）。

#### ①書類の作成者の名称②課税仕入の年月日③課税仕入の内容④課税仕入の金額⑤書類の交付を受ける事業者の名称

災害その他やむを得ない事情により帳簿及び請求書等の保存ができないことを証明した場合には、これらの証明書類の保存がなくとも仕入税額控除を認めることとしています（消法30⑦）。ただし、前任者のミスによるものは、ここに規定するやむを得ない事情には該当しないものと思われます。事務の引継ぎに伴う実務上のトラブルは、税務の世界だけでなく、会社の経営にも重大な影響を及ぼすことがありますので注意が必要です。

### 来年施行の改正事項

今年も残すところあと1カ月となりました。あと1ヶ月で平成25年ですので、平成25年1月1日以降に適用となる税制改正について、ここでまとめて説明いたします。

#### ○復興特別所得税

平成25年1月1日以降に支払をする給与・退職金等について、所得税に加えて復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。また、弁護士などへ報酬を支払う際にも同様に復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。復興特別所得税は所得税の2.1%となります。

#### ○給与所得控除の見直し

給与収入金額1,500万円超の給与所得控除額については245万円が限度とされます。

#### ○退職所得の見直し

在職期間が5年以下の役員については、退職所得の1/2を乗じる所得税の優遇措置が廃止されます。また、住民税の軽減措置である10%の税額控除が、平成25年1月以降支払分から廃止されます。

#### ○税務調査手続きの明確化

税務調査の開始の際には、原則として事前通知が必要とされます。通知の内容としては、開始日時・場所・目的・調査対象税目・調査対象期間・調査対象書類等とされています。また、税務調査終了時に、更正等がない場合には、更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知することになりました。これらの改正は、平成25年1月1日以降の税務調査から対象となります。

実務上は、給与や報酬に係る復興特別所得税の徴収漏れが多発する恐れがありますので、特にご留意ください。